**One MIZUHO** 

エコノミスト Eyes

2016.7.7

# 「Brexit」選択で見えぬ英・EUのトンネル出口

みずほ総合研究所 ロンドン事務所長

## 山本康雄

英国のEU離脱(Brexit)という選択は、英国内の設備投資や海外からの直接投資を萎縮させ、景気を悪化させるだけでなく、首相交代という政治面での不確実性ももたらした。一方、その他のEU加盟国でもEU懐疑政党が勢力を伸ばしている。欧州の政治・経済をめぐる不透明感は長期化が予想され、世界経済のリスクの1つである。

#### 「EU離脱」の選択から2週間を経て、今なお続く世界の動揺

世界が注目する中で行われた、英国の欧州連合(EU)残留・離脱を問う国民投票は、残留48.1%に対し、離脱51.9%と有権者の過半数が英国のEU離脱(Brexit)を支持する結果となった(次ページ図1)。1973年の欧州共同体(EC)加盟から43年後、英国民は歴史的な決断を下し、新たな道を歩み始めることになる。

投票日直前の世論調査は僅差ながら「残留優勢」を示唆する結果が多かったこともあり、離脱派の勝利が明らかになった24日の金融市場は大荒れとなった。投資家のリスク回避姿勢が強まる中で世界的に株価は下落し、主要国の金利は低下した。為替市場では英ポンドが対ドルで大きく下落する一方、逃避通貨となった円は買われ、一時100円/ドルを割り込む水準まで円高が進行した。

国民投票の結果が明らかになった24日朝、キャメロン英首相は10月2日に開催される保守党の党大会までに辞任することを表明した。新党首(新首相)を選ぶ保守党の党首選は、6月29~30日に立候補が受け付けられ、5人が名乗りを挙げた。ここでは離脱派のリーダーで次期首相の呼び声が高かったボリス・ジョンソン下院議員(元ロンドン市長)が出馬を見送り、世界に驚きをもって報じられた。

一方、EU側は6月28~29日のEU首脳会合時に英国を除く27カ国での非公式会合を開き、英国の内政混乱に配慮し、EU離脱プロセスを始めるための通告(EU条約50条、注1)を当面待つことを発表した。また、英国政府により離脱通告があるまで、EUがいかなる交渉にも応じないことを強調した。これは、離脱プロセス開始前にEUと下交渉し、英国に有利な条件を引き出してから離脱通告を行えばよいとの主張が英国の離脱派の一部にあったことを念頭に置いたものである。さらに、今後のEU改革について話し合うため、9月16日にスロバキアで臨時のEU首脳会合(英国を除く27カ国)を開くことも発表された。





#### 英国の政治・経済の先行きに大きな「不確実性」が残る

英国の政治情勢については、先行きの不透明感が強い。与党・保守党は9月9日までに新首相を選出する予定だが、現時点ではテレーザ・メイ内務大臣が有力視されている。メイ内相は国民投票キャンペーンで目立った活動はしていなかったものの、EU残留派に属していた。さらに現在の英下院は残留派の議員が過半数を占めている。新首相選出後、英議会はEUとの交渉方針を審議することになるが、一筋縄ではいきそうもない。

脱退後の英国とEUの関係については、欧州自由貿易協定(EFTA)を通じて欧州経済領域(EEA)に参加する「ノルウェー・オプション」や、EUと新しい包括経済協定(CETA)を締結する「カナダ・オプション」などが想定されている。離脱派にはカナダ・オプションを推す声が多いが、主に残留派の間で、EU残留ケースにもっとも近いノルウェー・オプションを主張する人々もいる。残留派が多数を占める議会で、EUに要求する離脱条件についてコンセンサスを得るのは容易ではなく、いずれかの時点で解散・総選挙(注2)が実施される可能性も否定できない。主要候補は英国の交渉方針が明確になるまで離脱の通告をしない方針であり、メイ内相は2016年中にトリガーを引くことはないと述べている。英国議会での審議難航、解散・総選挙などにより、英政府による離脱の通告が遅れれば、その分だけ不透明感が長引くことになる。

さらに、英国とEUの間で交渉が始まったとしても、それが2年間でまとまる保証はない。英国が重視するであろう①EU単一市場へのアクセス、②金融サービス業のEU域内での営業の自由、③EU域内からの移民の制限——を同時に満たす内容の協定を締結するのは、困難を極める。脱退協定のみを2年間で締結し、その後の貿易関係などに関する交渉にはさらに時間を要するという展開になることも十分に考えられる。

このように、国民投票後の英国の政治情勢やEUとの交渉開始時期・内容などをめぐる不確実性は 大きい。そのため、すでに英国内で活動している企業が設備投資や雇用に慎重になることは、当面避

図:	1	英国	ion i	Έl	リ国	民投票	票」の	結果

図2 各国のEU懐疑政党

地域	残留	離脱	
イングランド	11, 003, 447	13, 675, 174	
(除くロンドン)	44.6%	55.4%	
ロンドン	2, 263, 519	1, 513, 232	
ロントン	59.9%	40.1%	
北アイルランド	440, 707	349, 442	
41.7 イルノンド	55.8%	44.2%	
スコットランド	1, 661, 191	1, 018, 322	
ヘコットノント	62.0%	38.0%	
ウェールズ	772, 347	854, 572	
りェールス	47.5%	52.5%	
<b>∧</b> ⇒1	16, 141, 241	17, 410, 742	
合計	48.1%	51.9%	

<sup>(</sup>注)上段は得票数。下段は得票率。網掛けは過半数を示す。 (資料)英選挙管理委員会より、みずほ総合研究所作成

国名	政党名
ドイツ	ドイツの為の選択肢
フランス	国民戦線
イタリア	北部同盟/五つ星運動
オランダ	自由党
オーストリア	自由党
ベルギー	フラームス・ベランフ
フィンランド	真のフィン人
ギリシャ	シリザ/黄金の夜明け
ノルウェー	進歩党
スウェーデン	民主党
デンマーク	国民党
ハンガリー	ヨッピグ
ポーランド	法と正義
イギリス	英国独立党

(資料) 各種報道等より、みずほ総合研究所作成

けられない。一部の企業は、製造・営業拠点を大陸欧州などに移転することを検討し始めるだろう。 諸外国から英国への直接投資も控えられ、短期的に英国景気が悪化することはほぼ間違いない。

加えて、今回の国民投票で残留支持が6割を超えたスコットランドが2度目の独立住民投票に踏み切る可能性があることも、不透明感を強めている。英国経済はリーマン・ショック後の金融危機以来、8年ぶりの景気後退に陥る可能性があり、英国政府および中央銀行は政策対応を迫られるであろう。

### EUは改革を迫られ、統合推進の動きは足踏みの可能性大

他方で、英国が脱退することによるEUへの影響はどうか。域内でドイツに次ぐ経済規模を誇る英国が脱退することは、EUにとっても大きな衝撃であることは間違いない。もっとも、少なくとも2年間は英国がEUにとどまることもあり、当面の経済的影響は限られそうだ。

むしろ問題なのは、政治的な不安定性が高まるリスクであろう。欧州債務危機後の緊縮財政への反発、 昨年来の難民問題への対応に対する不満などを背景に、英国以外の国々でもEUに対する国民感情が 悪化し、各国でEU懐疑政党(前ページ図2)が勢力を伸ばしている。Brexitはこうした動きを助長 するリスクがある。国民投票の結果が出た24日、フランスの右翼政党・国民戦線のマリーヌ・ル・ペン党首、オランダの右翼政党・自由党のウィルダース党首は、それぞれ自国での国民投票実施を呼び かけた。

こうしたEU域内の政治的不安定を回避するため、EUは改革を進めざるをえない。Brexitの決め手となったのは、「EUの官僚主義・過剰規制」に対する批判や、「移民政策」に対する不満であった。EUは当面、各種規制の見直しや人の移動の自由を定めたシェンゲン協定の改善に取り組み、その過程で一部の権限を各国政府に戻すことも検討される可能性がある。金融危機・欧州債務危機の経験は、経済を安定させるには財政政策を含む政策面での統合を進める必要があることを示している。しかし、各国の政治情勢がそれを許さない今、EU統合のプロセスは一旦足踏み、あるいは後退せざるをえない。改革によって各国のEU懐疑勢力の伸張を抑えることができなければ、将来的に「EU離脱ドミノ」が起きるリスクも皆無ではない。特に、2017年はオランダ下院選挙、フランス大統領選挙、ドイツ連邦議会選挙と重要な選挙が控えており、EU改革の動向は重要な意味を持つ。

以上のように、Brexitが英国・EU双方の政治・経済に及ぼす影響は非常に大きく、かつ不確実な点が多い。リーマン・ショックのように直ちに世界の実体経済を悪化させるタイプの危機ではないが、英国を含む欧州全体に対する不確実性が長期にわたって世界経済や金融市場の下押しとなるリスクがある。Brexitはまさに「一寸先は闇」の状態に欧州および世界を突き落としたといえるだろう。(了)

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

<sup>(</sup>注) 1. EU条約50条には、①加盟国がEUから離脱する際の脱退協定は、欧州議会の同意を得て、欧州理事会において特定多数決で議決する必要があること、②EU条約は脱退協定の効力発生日、または脱退協定がない場合は、離脱の通告から2年後に当該加盟国に適用されなくなること、③2年の期間を延長するには、欧州理事会で全会一致で議決する必要があること——が定められている。

<sup>2.</sup> 英国では2011年に成立した議会任期固定法により、解散総選挙の要件が厳しくなっている。具体的には、任期途中の解散総選挙は①下院が政権に対する不信任案決議案を可決し、14日以内に現政権または新政権を信任する決議案が可決されなかった場合、②下院が定数の3分の2以上の賛成で自主解散決議案を可決した場合——のいずれかに限られる。